

## 報告書（2019年1月）

### 1. 日欧経済連携協定（EPA）2月1日発効

域内人口：6,4億人、国数：29か国、国内総生産（GDP）：約2600兆円（23.8兆ドル）

昨年12月末に発効したTPP11と合わせると世界のGDPの35%（日本の重複を除く）

巨大な貿易圏の恩恵に与れるのか、食品産業はどうなるのか、多くの課題があります。日本の農林産物の加工品の輸出を拡大するチャンスですが、EUの非関税障壁（添加物規制等）もあります。そうした障壁を取り除くための事業（例えば、添加物申請）の加速が求められています。

尚、1月19日に、総理大臣官邸においてTPP11協定発効記念式典が開催されたとのこと  
です。 [http://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/201901/19tpp11shikiten.html](http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201901/19tpp11shikiten.html)

### 2. 水道広域化プランの策定（通知）1月31日

市町村の区域を超えた水道事業の広域化については、広域的な地方公共団体である都道府県が、住民生活の水準の確保等の観点から、水道の基盤強化の方策として積極的に支援することが求められることから、水道広域化推進プランの策定は、都道府県が行うこととし、平成34年度末までに策定し、公表することとされました。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190131I0010.pdf>

### 3. 水道法改正について（通知）1月12日

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るため、都道府県による水道の基盤の強化に関する計画（以下「水道基盤強化計画」という。）の策定、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）による水道施設台帳の作成、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入、指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制の導入等の措置を講ずるとされました。 <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190131I0030.pdf>

### 4. 「製菓衛生師法の一部改正について」の一部改正について（通知）

専任教員の資格要件等が追加されました。（1月23日）

専任教員のうち1人以上は、製菓衛生師の免許を持つ者又は製菓に関して3年以上の実務若しくは実地指導に従事した経験を有する者であること。

併せて、準拠する教員の資格要件の見直しと製菓実習に関する校外実習の規程が追加されました。製菓実習の一部を校外実習で行う場合の目的、時間数、実施時期、実習施設、内容及び方法については、「製菓衛生師養成施設における校外実習について」で定められました。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190124I0030.pdf>

### 5. 残留農薬（人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの）の追加（通知）

法第11条第3項に基づき、対象外物質に、カプリン酸グリセリル及びグリセリンクエン酸

脂肪酸エステルが追加され、亜鉛が本登録されました。（1月23日）

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190123I0010.pdf>

#### 6. ミネラルウォーター類に関する経過措置の延長（通知） 1月11日

清涼飲料水の成分規格のうち、ミネラルウォーター類のアンチモン、ヒ素、マンガン、亜硝酸性窒素及びホウ素については、一部改正告示により、公布の日から6月以内に限り、なお従前の例によることができるかとされていますが、賞味期限が長期にわたり、かつ、当該賞味期限を前提に防災物資として備蓄されている等の状況があることから、経過措置が延長され、平成31年1月12日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができることになりました。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190115I0010.pdf>

#### 7. 遺伝子組換え食品（厚生労働省）

ゲノム編集技術を利用して得られた食品（農産物等）について、食品衛生法上の取扱いが厚生労働省薬事食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会 遺伝子組換え食品等調査会で検討され、「調査会とりまとめ」が、12月17日付けで公表され、12月27日に関係団体のヒヤリングが実施されました。

1月17日の新開発食品調査部会で「部会報告書（案）」がとりまとめられ、2月5日（東京）と2月8日（大阪）に説明会が開催されます。その後、意見募集（パブコメ）が実施され、3月には「部会報告書」がとりまとめられ、食品衛生分科会で審議されます。

これにより、ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生法上の取扱いが明確になります。

#### 8. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 1月の新たな出荷制限はありません。

#### 9. 栄養とサプリメントの栄養成分表示の順守日（米国 FDA）

12月19日、米国FDAは、栄養とサプリメントの栄養成分表示の順守日を、2022年1月1日に統一するとのことです。

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm628766.htm>

#### 10. ワイン用食品添加物 ポリアスパラギン酸カリウムの認可（オーストラリア）

12月18日、オーストラリアで、食品添加物ポリアスパラギン酸カリウムのワインへの使用が認可されました。

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/NotificationCircular6918.aspx>

#### 11. 2017年の新興リスクに対するEFSAの活動

1月14日、EFSAは、2017年の振興リスクに対するEFSAの活動について、公表しました。2017年には全部で17件の潜在的な新興問題が議論され、新しいハザード、新しい暴露又は暴露の増加、新しい感受性の強いグループ等が評価されました。

事例：フードサプリメントや茶へのブラックホコシユの使用に関連したリスク

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/sp.efsa.2019.EN-1522>

#### 12. 食物繊維と全粒穀物の摂取量が非伝染性疾患の減少と関連（Lancet 1月9日）

系統的レビューとメタ解析で、食物繊維と全粒穀物の摂取量が非伝染性疾患の減少と関連しており、1日に25～29g以上を摂取するとメリットがあるとのこと。

[https://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2019-01/tl-pss011019.php](https://www.eurekalert.org/pub_releases/2019-01/tl-pss011019.php)

#### 13. GMO反対者は、彼らが思うほどよく知らない。（Lancet 1月10日）

GMO反対者は、彼らは自身が詳しいと思っているが、実際はよく知らない。これは、これまでの過激思想の心理学についての研究と一致している。過激な見解は、人々が複雑な問題を実際以上によく理解できると感じることに由来する。重要な科学的問題について、最もよく知らない人たちは、新しい知識を探さないで、知らないままの状態に留まる可能性がある。このように、指摘されています。

[https://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2019-01/uoca-gmf011019.php](https://www.eurekalert.org/pub_releases/2019-01/uoca-gmf011019.php)

#### 14. 科学は「偽のニュース」の時代に、どうやって主張することができる。

ドイツ連邦リスク評価研究所、第7回関係者会議における発表と議論

12月13日のBfR Communication

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/how-can-science-assert-itself-in-the-age-of-fake-news.pdf>

#### 15. 「中国産にんにくの茎、その他加工品」に検査命令（1月24日）

検疫所におけるモニタリング検査で、「中国産にんにくの茎、その他加工品」から基準（0.01 ppm）を超えてプロシミドンが検出されたことから、検査が義務付けられました。

\*プロシミソン：ジカルボキシイミド系殺菌剤

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000166431\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000166431_00008.html)

#### 16. 輸入食品の違反事例

- ・Smile Circle株式会社が米国から輸入した「チョコレート」の行政検査で、指定外食品添加物（アミド化ペクチン）の検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

\*アミド化ペクチン：日本では不許可、EUでは安全性再確認（2017年）

（2019年1月31日）